

ヨ一ネ病清浄化のために



公益社団法人 香川県畜産協会

1. ヨーネ病はどういう病気ですか？

ヨーネ菌という細菌の感染が原因で起きる下痢を主な症状とする慢性の病気です。

多くの場合、ヨーネ菌を含むふん便に汚染されたエサや初乳などを子牛が口から取り入れることにより感染するもので、特に出生直後の子牛が、母牛などの親牛から感染します。

感染した牛は数年間は一見元気に見えますが、この間にも菌をばらまき続けます。やがて、下痢を繰り返すようになり（1日分の下痢便には約200億個もヨーネ菌が含まれています）、その後はみるみる痩せていき、最後には死亡してしまいます。残念ながら、本病の治療法はありません。

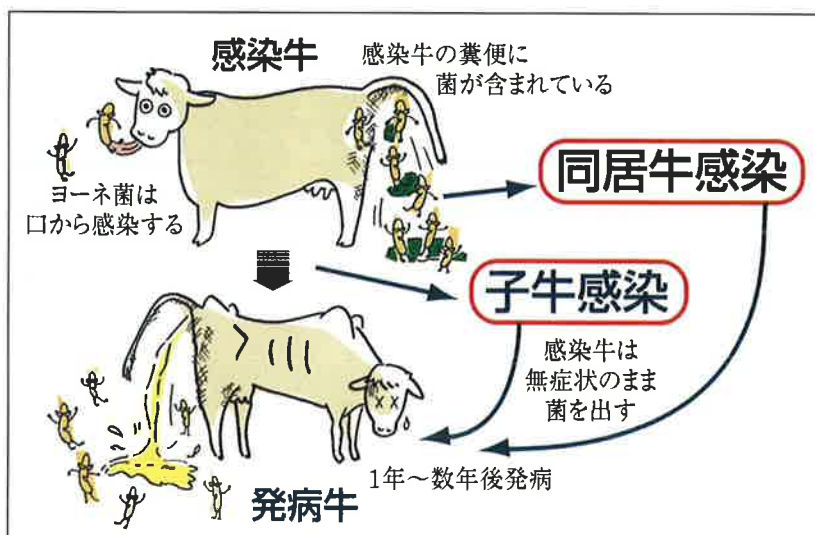
ヨーネ病が強く疑われるポイント

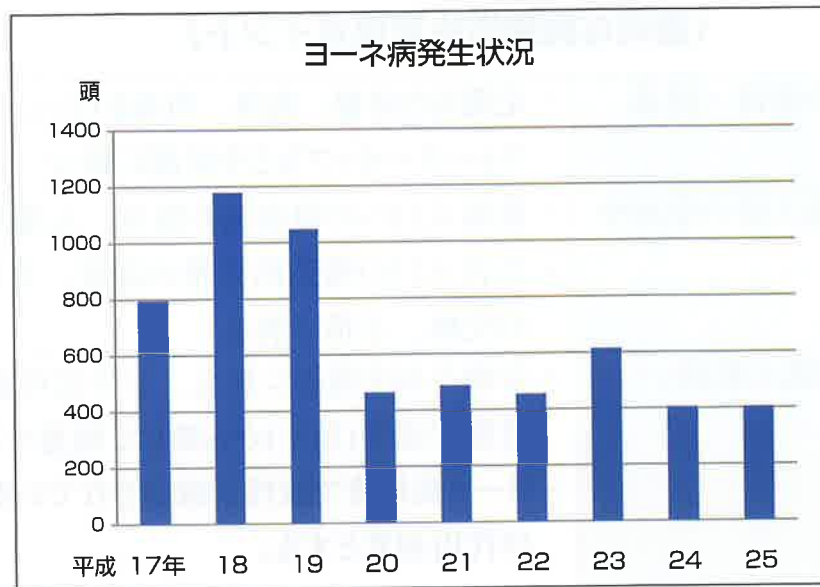
○臨床症状

1. 慢性の頑固な下痢
2. 泌乳量の低下
3. 削瘦

○疫学調査

1. ヨーネ病汚染地域から牛を導入したことがある
2. 過去にヨーネ病の発生があった
3. 導入元農場でヨーネ病の発生があった





ヨーネ病牛

2. ヨーネ菌とはどのような細菌ですか？

ヨーネ菌は結核菌の仲間です。厚い脂肪のカラをもっていて、土やふんの中で1年以上生きることができます。牛のほかめん羊や山羊、鹿にも感染します。ヨーネ菌の消毒には塩素系の消毒薬や消石灰散布などが有効です。

3. ヨーネ病を予防することはできますか？

ヨーネ病の主な感染経路は、子牛の口からヨーネ菌に汚染されたエサや初乳等が入ることです。また、予防のためのワクチンや治療薬はありません。

したがって、感染を防ぐためには、カーフハッチの適切な使用による出生直後の親子分離や本病感染の原因となる感染牛の初乳を含む可能性のあるプール初乳を使用しないなどの適正な初乳の給与、日常の牛舎清掃・消毒などの飼養衛生管理基準の順守に努めることが大切です。

〈適切な飼養衛生管理ポイント〉

畜舎や器具の清掃・消毒	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な清掃、洗浄、消毒を行い、牛床、飼料、ウォーターカップなどを清潔に保つ
農場牛舎の出入時の車両や人の消毒	<ul style="list-style-type: none"> 農場入口への消毒薬の散布、入場者両の消毒 牛舎入口の踏込消毒槽の設置、専用作業靴への交換、手指の消毒
分娩牛房と初乳の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 分娩牛房を清潔に保ち、子牛は可能な限り早い段階で成牛(母牛)から離して飼養する ヨーネ病検査で陰性が確認されている牛のもの及び代用初乳とする。 低温殺菌(60℃30分)処理した初乳を給与する
排せつ物等の処理	<ul style="list-style-type: none"> 牛の排せつ物、排せつ物を含む敷料は、完熟堆肥にして利用する
日常観察の励行と異常確認時の家保等への連携	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から飼養牛の健康状態を観察し、異常確認時は獣医師又は家畜保健衛生所に連絡し、必要な検査を受ける

4. ヨーネ病を発生させないためにはどうしたらよいですか？

ヨーネ病は、法定伝染病ですので、家畜伝染病予防法に基づき、家畜保健衛生所が検査することとなっています。また、発生があった農場は、その関連農場、関連牛も検査することとなっています。これらの検査は必ず受けて、農場にヨーネ病の牛がいないことを確認することが大切です。

また、この病気は感染した牛が移動することで広がることが多いので牛を導入する際には、家畜保健衛生所が発行する証明書などで、ヨーネ病が発生していない農場の牛であることを確認しましょう。

また、そのような農場の牛であってもヨーネ病に感染している可能性はゼロではありません。

このため、後継牛を導入した時には、まず隔離して、ヨーネ病検査の結果が陰性であることを確認して牛群に入れるようにしてください。

牛の導入時には必ず家畜保健衛生所に連絡し、着地時の検査を受けるようにしましょう。

〈牛の出荷・導入時の確認ポイント〉

牛を出荷する農場	牛を導入する農場
○カテゴリーⅠ農場 ・本病の発生が確認されていない農場 ・発生が確認された農場において全てのとるべき対策を講じ、陰性が確認された農場	導入元農場の状況を確認 （農場カテゴリーⅠ証明書（ヨーネ病陰性農場証明書）の確認）
○カテゴリーⅡ農場 ・本病の発生があり、まん延防止対策を実施している農場	導入牛の検査結果を確認 （ヨーネ病検査証明書（ヨーネ病陰性個体証明書）の確認）

*いずれにしても、導入時には必ずヨーネ病検査を受けてください!

検査に関するご相談は、最寄りの家畜保健衛生所まで!

(パンフレットの最後に連絡先があります)

5. ヨーネ病が発生したらどうしたらいいのでしょうか?

ヨーネ病に感染していることがわかった牛は、法律(家畜伝染病予防法)に従って、家畜保健衛生所の指導のもとに、直ちに他の牛から隔離し、殺処分しなければなりません。また、ヨーネ病の牛が飼養されていた牛舎はヨーネ菌に汚染されているため徹底した消毒が必要です。

さらに、同居している牛についても一見健康そうに見えてもヨーネ菌に汚染している可能性がありますので、家畜保健衛生所の指導に基づき、これらの牛を対象として血液とふん便を材料とした検査を受ける必要があります。



6. ヨーネ病牛を殺処分したり、自主的にとう汰した場合の助成はありますか？

法律に基づき殺処分されたヨーネ病牛の所有者は、病気のまん延を防止するとともに、畜産経営を支援するために、国からの手当金の交付を受けることができます。

その手当金の額は、ヨーネ病の場合は評価額の4/5と定められています。

また、家畜共済に加入している場合、その牛の共済での評価額と手当金との差額を限度に共済金を受け取ることができます。

さらに、ヨーネ病発生農場において自主的に牛をとう汰した場合も、(公社)香川県畜産協会が行う事業の中で、当該家畜の評価額から利用額を控除した額の2/3が助成される事業があります。



【お問い合わせ先】

(公社) 香川県畜産協会	高松市寿町一丁目3番2号 高松第一生命ビルディング6階	TEL : 087-825-0284 FAX : 087-826-1098
香川県東部家畜保健衛生所	木田郡三木町池戸3196	TEL : 087-898-1121 FAX : 087-898-9558
小豆支所	小豆郡土庄町大字上庄28-1	TEL : 0879-62-0359 FAX : 0879-62-1438
香川県西部家畜保健衛生所	善通寺市稲木町9-2	TEL : 0877-62-0020 FAX : 0877-62-3299
西讃支所	三豊市豊中町笠田竹田438-1	TEL : 0875-62-6109 FAX : 0875-62-6129
香川県農政水産部畜産課	高松市番町4-1-10	TEL : 087-832-3428 FAX : 087-806-0204